

# 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う青少年の家（青少年会館）の 利用に関する注意事項について（令和3年3月22日～）

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため当面の間、下記事項にご同意いただくことを条件に利用を再開します。利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

## （1）三つの密（密閉・密集・密接）を避ける【人と人の距離の確保】

- ①すべての部屋で新たな利用上限人数を設けました。定員の半数以内のご利用に制限させていただきます。（別紙）
- ②接触を伴う活動、飛沫を伴う活動は原則禁止になります。
- ③利用者同士が密接・密集とならないよう活動内容を工夫してください。

## （2）マスクの着用と手指衛生

- ①施設内ではマスクを着用してください。ただし、運動の際は人との距離を十分にとり、可能な限りマスクを着用し、熱中症に注意のうえ、こまめに水分補給を行ってください。
- ②食事は各施設の指定した場所、時間で可能ですが、飛沫防止の処置をさせていただきます。
- ③施設利用前後は、手洗い、手指の消毒を徹底してください。

## （3）室内の換気、消毒

- ①原則として2か所以上の窓（扉）を開放しご利用ください。活動内容や天候などにより窓の開放が難しい場合は、最低30分間に1回の換気を実施してください。
- ②団体使用の方は退室する際に、机、いす、ドアノブ、照明スイッチなどの消毒をお願いします。
- ③個人利用の部屋は消毒作業を行う際、移動などにご協力をお願いします。

## （4）感染の可能性がある方の制限

- ①発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ、味覚・嗅覚異常など体調不良の症状がある方は利用できません。個人利用者については、入館時に検温を実施します。
- ②家族等、同居者に感染者や感染者への濃厚接触があることが判明した場合は利用できません。
- ③過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴のある方。

## （5）利用者名簿について

- ①新型コロナウイルス感染者が発生した場合、保健所に利用者名簿を提出いたします。
- ②団体使用の責任者の方は活動参加者の氏名・連絡先（住所、電話）を必ず把握していただき、保健所から利用者名簿の提供を求められた場合は、速やかに提出をしていただきます。

## （6）設備の制限

- ①換気のできない部屋の利用は禁止します。（一部施設）
- ②遊戯室エリア拡張のため、体育室などの使用を制限します。（一部施設）
- ③ロッカー等の利用は禁止します。（児童を除く）
- ④冷水器は、直接飲用できません。

※池上・武山の団体利用についてはコミュニティセンターの「新しい利用様式」をご確認ください。

感染症対策にご協力いただけない場合は、利用中止をさせていただきます場合があります。  
また、国等の動向や市内感染状況により、施設の急遽の休止や利用ルールの緩和を行う場合があります。